



日まで

二 1 公示番号 内共第二号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業 あ ゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こ い

にじます

やまめ・いわな

うぐい

はえ(かわむつ・おいかわ)

(二) 漁場の位置 倉吉市並びに東伯郡羽合町、北条町、関金町及び三朝町

(三) 漁場の区域 東伯郡羽合町長瀬地先長瀬排水扉門上流端と同郡北条町東新田場地先東新田場排水扉門上流端を結ぶ線から上流の天神川本流及びその支流

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年八月三日から昭和四十八年八月二十日まで

6 関係地区 倉吉市並びに東伯郡羽合町、北条町、関金町及び三朝町

7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

日まで

三 1 公示番号 内共第三号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業 あ ゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こ い

にじます

やまめ・いわな

うぐい

はえ(かわむつ・おいかわ)

(二) 漁場の位置 米子市、西伯郡岸本町、会見町、西伯町及び日吉津村並びに日野郡溝口町、江府町、日野町及び日南町

(三) 漁場の区域 次の基点第三号と第四号を結ぶ線から上流の日野川本流及びその支流

基点第三号 西伯郡日吉津村大字富吉一三三二番地の一地先の海岸保全施設上に設置した標柱

基点第四号 基点第三号から二百九十七度の線と日野川左岸との

交点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年八月三日から昭和四十八年八月二十日まで

6 関係地区 米子市、西伯郡岸本町、会見町、西伯町及び日吉津村並びに日野郡溝口町、江府町、日野町及び日南町  
 7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

四1 公示番号 内共第四号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類    | 漁業の名称 | 漁業時期            |
|---------|-------|-----------------|
| 第一種共同漁業 | 採 藻漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| 第五種共同漁業 | こ い   | " "             |
| "       | ふ な   | " "             |
| "       | わかさぎ  | " "             |
| "       | うなぎ   | " "             |
| "       | え び   | " "             |
| "       | しらうお  | " "             |

(二) 漁場の位置 鳥取市  
 (三) 漁場の区域 鳥取市賀露町及び同市湖山町との境界から上流の湖山川並びに湖山池並びに鳥取市六反田六反田橋下流端から下流の長柄川

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年八月三日から昭和四十八年八月二十日まで

6 関係地区 鳥取市  
 7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

五1 公示番号 内共第五号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類    | 漁業の名称 | 漁業時期            |
|---------|-------|-----------------|
| 第一種共同漁業 | 採 藻漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| "       | しじみ   | " "             |
| "       | ごかい   | " "             |
| 第五種共同漁業 | こ い   | " "             |
| "       | ふ な   | " "             |
| "       | わかさぎ  | " "             |
| "       | うなぎ   | " "             |
| "       | ぼ ら   | " "             |
| "       | え び   | " "             |
| "       | しらうお  | " "             |
| "       | せいご   | " "             |

(二) 漁場の位置 東伯郡東郷町及び羽合町  
 (三) 漁場の区域 東伯郡羽合町大字橋津羽合大橋下流端から上流の橋津川及び東郷湖並びに同郡東郷町大字引地東郷橋下流端から下流の東郷川

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年八月三日から昭和四十八年八月二十日  
まで

6 関係地区 東伯郡東郷町及び羽合町

7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一  
日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】